

(補遺) 新型コロナウイルス感染症拡大下における役員改選の対応と登記実務

鈴木龍介 司法書士

一 はじめに

先般、拙稿「新型コロナウイルス感染症拡大下における役員改選の対応と登記実務」(以下「元稿」という)が掲載されたところ(注一)、その後、間もなくして法務省の「商業・法人登記事務に関するQ&A」(令和二(二〇二〇)年五月二八日更新)(以下「新Q&A」という)が公表された(注二)。新Q&Aは、現下の状況を踏まえ、取り得る方策の一つである「継続会」の場合の役員改選と登記事務の取扱いに関しての見解を付加するものである。

本稿は、新Q&Aの実務に与える影響を勘案し、急ぎ元稿を補足するかたちで「継続会」の場合の役員改選にかかわる登記実務について、簡潔に解説を試みるものである。なお、本稿では、従来から追加等がない事項についての言及は基本的に割愛するとともに、前提となる会社法、定款の定めや用語用語等については、格別の断りがない限り、元稿に依拠することとしている。

二 新Q&Aにおける「継続会」の整理

新Q&Aにおいて、当初の株主総会(以下「当初会」といい、令和二年六月二十五日に開催されたものとする)と継続会(令和二年七月二〇日に開催されたものとする)は、両会をもって一つの株主総

会と位置付け、改選期にある役員等の任期が満了するのは、原則として継続会、すなわち当該株主総会自体の最終時であるというところ(修正はなし)。一方で、改選期にある役員等を当初会の時点で改選するには、当該役員等が辞任し、後任者を選任することが考えられるとしていたところ、その見解を維持したうえで、改選期にある役員等が当初会の時点で任期満了により退任することを許容するという見解が示されている(新Q&A・Q二一)。この見解は、当事会社すなわちユーザーフレンドリーなものと評価することはでき、当該見解に基づき実務対応をするケースも少なくないように思われる。

三 「当初会」における登記実務

改選期にある取締役・監査役を当初会の時点で改選する場合は登記すべき事項は、退任者については「令和二年六月二五日退任」、新任者については「令和二年六月二五日就任」「再任者については「令和二年六月二五日重任」となる。当該登記申請に添付する株主総会議事録は当初会にかかるとのことであり、改選期にある役員等の任期が当初会の時点をもって任期満了する旨およびその後任を選任した旨が記載されている必要がある(新Q&A・Q二一二)(注三)。一方、平時であれば採用されること

が一般的である会計監査人のいわゆる、みなし再任(会社法三三八条二項)については、前記の取扱いとすることは困難であると考え(注四)。したがって、会計監査人が当初会の時点で退任し、再任とする場合には、いったん辞任のうえ再任の決議をするか、当初会の時点で任期満了することを明らかにしたうえで再任の決議をすることになる(注五)(注六)。

四 「継続会」における株主総会議事録

これまで「継続会」を採用した場合の株主総会議事録の作成については、あまり精緻な議論がなされてこなかったように思われる。具体的には、当初会と継続会とを合わせて一通の株主総会議事録を作成するのか、それとも当初会と継続会とで各一通の株主総会議事録を作成するのかというところである(注七)。また、仮に各会それぞれ株主総会議事録を作成した場合に、当該株主総会が終結したとはいえない当初会の株主総会議事録のみで登記申請に添付する株主総会議事録(商業登記法四六条二項)としての適格性があるのかというところである。

これらについて、新Q&Aでは当初会のみ株主総会議事録を作成することを前提としており、そのみを登記申請に添付する場合もあるものとしている(新Q&A・Q二一二、Q二一三)。つまり、継続会を採用した場合、当初会と継続会とそれぞれ株主総会議事録を作成し、一つの株主総会としては終結していない時点で当初会にかかる株主総会議事録が有効な登記申請の添

付書面になり得るということである。

本稿は令和二年六月四日時点の情報等に基づき執筆したものであり、今後の動向を引き続き注視いただきたい。

(注一) 本誌二二二二号(二〇二〇)四〇頁〜四五頁。期間限定で公開中(<https://www.shoijihomu.or.jp/article?articleId=1140558>)。

(注二) 新Q&AについてはQ一とQ三に変更はなく、従来のQ二がQ二一、Q二二、Q二三と改題されている。

(注三) 東京株式懇話会研究部「継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例(改訂版)について」(二〇二〇年五月二九日)参照(http://www.kabun.com.net/pic/study_2020_07.pdf)。

(注四) 当初会で会計監査人の改選についての議案を上程することなく、当初会にかかる株主総会議事録にも何らの言及もなされないというものである。

(注五) これらの場合、登記申請には、「いわゆる「株主リスト」(商業登記規則六一一条三項)の添付を要する。

(注六) 仮にこれらの対応をしなかった場合、会計監査人は継続会の終結の時にみなし再任ということとなる。その場合の登記すべき事項は「令和二年七月二〇日重任」である。また、当該登記申請に「株主リスト」の添付は要しない(辻雄介「大西勇」株主リストに関する諸問題」登記情報六六七号(二〇一七)一三頁参照)。

(注七) 平時の議論として、当初会と継続会のそれぞれで株主総会議事録を作成すべきであるとの見解を示すもの、加藤正伯「株主総会の議事録作成マニュアル」本誌一五五九号(二〇〇〇)五七頁がある。(すずき・りゅうすけ)